



Policy Manual

ポリシーマニュアル

June 2025

ご案内

法人名	パートナーコ・インターナショナル LLC
最高経営責任者（CEO）	ダレン・ゾブリスト
所在地	Barrio Higuillar, Carretera 695 km 2.0, Dorado, PUERTO RICO, 00646

法人名	パートナーコ・ワールドワイドインク
最高経営責任者（CEO）	ダレン・ゾブリスト
所在地	7158 S. FL Smidth Drive Suite 250, Midvale, UT 84047 USA
代表電話	1-801-813-3000
代表 FAX	1-801-234-1001

法人名	パートナーコ・ジャパン合同会社
社長	長濱 創
所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-2-2
代表電話	03-4330-8500
代表 FAX	03-4330-8501

パートナーコ 24 時間サービス

- ウェブサイト（パソコン／携帯電話）
公式サイト <https://partner.co/>
- FAX 注文：0120-850-442 / 03-4330-8556（有料）

カスタマーサービス（お問い合わせ・製品注文・登録などに関する窓口）

- 営業時間（月～金）9：00 ～ 17：00 土曜・日曜・祝日定休
- お問い合わせ：0120-850-441 / 03-4330-8555（携帯 / 有料）
- E メール：customerservice@partner.co

コンプライアンス

- E メール：jpcompliance@partner.co

目次

はじめに	8
セクション1ー 行動規範	9
1.1. 米国訪問販売協会 (DSA) 倫理規定	9
1.2. BP倫理規定	9
1.3. 非難行為	9
1.4. ポリシーに違反する行為	9
1.5. 投資勧誘の禁止	10
1.6. 新しいパーソナルまたはプレイスメントスポンサーのリクルート	10
1.7. BPとして登録をしたことのない見込み顧客へのリクルート活動	10
1.8. すでにBPである人物へのリクルート活動	10
1.9. 複数の利権	10
1.10. 偽名または仮名	11
1.11. 利害抵触	11
1.11.1. 競合する他社における所有権	11
1.11.2. 競合他社製品の販売促進活動	11
1.11.3. 他のビジネスチャンスにおける販売およびリクルート活動	12
1.12. 秘密保持に関する同意	12
セクション2ー 責任と義務	13
2.1. 正しい住所および連絡先	13
2.2. 正しい税務申告	13
2.3. トレーニングの義務	13
2.4. パートナーコ製品およびプログラムを宣伝広告する	14
2.4.1. 広告ポリシーの要約	14
2.4.2. すべての広告資料に関するポリシー	14
2.4.3. パートナーコの商標、ブランドロゴ、その他の知的財産の使用	15
2.4.4. オープンしていない国での広告・宣伝	15
2.4.5. パートナーコ製品および資料の製造および複製の禁止	15
2.4.6. 未承諾メール	16
2.4.7. 製品に関する説明	16
2.4.8. スポークスパーソンならびに諮問委員について	16

目次

2.4.9. 収入に関する説明およびパートナー報酬プランの説明表現.....	16
2.4.10. パートナーコのビジネスチャンスの説明.....	16
2.4.11. 第三者の資料および文献.....	17
2.4.12. 展示会および見本市.....	17
2.4.13. メディアからの問い合わせ.....	17
2.4.14. インターネットでの宣伝広告.....	17
2.4.14.1. ウェブページの設定.....	18
2.4.14.2. URLおよびドメイン名におけるパートナーコの商標、 サービスマークの使用.....	18
2.4.14.3. BPウェブサイトにおける埋め込みコード、 隠しテキストとメタタグの使用.....	18
2.4.14.4. インターネット販売.....	18
2.4.14.5. 個人のウェブサイトにおける多種の製品／サービス.....	19
2.4.14.6. 個人のパートナーコ製品もしくはビジネスのウェブサイトに 他の情報をリンクすることについて.....	19
2.4.14.7. ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、動画共有サイト、 およびブログでの広告.....	19
2.5. パートナーコ製品およびプログラムのマーケティングを行う.....	19
2.5.1. 小売販売に関するポリシー.....	19
2.5.2. 製品の販売および展示.....	19
2.5.3. 希望小売価格での宣伝.....	20
2.5.4. BPによる顧客または他のBPとのコンタクト.....	20
2.5.5. 行政機関に言及した説明.....	20
2.5.6. パートナーコと排他的関係があると主張すること.....	20
2.5.7. パートナーコ製品の再包装および再加工.....	20
2.5.8. 他のBPへの製品または資料の販売.....	21
2.5.9. 製品輸出入に関するポリシー.....	21
2.5.10. パートナーコがオープンしていない海外市場におけるBPの活動.....	21
2.5.11. ダウンラインに関する情報の入手.....	21
2.5.12. 業者に関する機密保持.....	21
2.5.13. パートナーコへの訪問.....	21
2.5.14. パートナーコ役員または従業員の意見あるいは説明の信頼性.....	21

セクション3ー 管理.....	22
3.1. ブランドパートナー (BP) になる	22
3.1.1. BP登録方法	22
3.1.2. クーリング・オフによる登録の取り消し.....	22
3.1.3. 独立した契約者	23
3.1.4. 個人／法人登録.....	23
3.1.5. 準申請者	24
3.1.6. 各種法人登録.....	24
3.1.7. スポンサーとの関係	24
3.1.7.1. パーソナルスポンサーとプレイメントスポンサー	24
3.1.8. パーソナルスポンサーまたは プレイメントスポンサーに関する情報の不一致	24
3.1.9. BPのパーソナルスポンサー修正.....	24
3.1.10. BPのプレイメント修正	25
3.1.11. スポンサー活動	25
3.2. BPアカウントの変更	25
3.2.1. アクティブなBPのステータス	25
3.2.2. BPのビジネス形態の変更	25
3.2.3. BPアカウントの任意解約	25
3.2.4. BPアカウントの1年ごとの更新	26
3.2.5. BPアカウントの復帰.....	26
3.2.6. 新しいスポンサーのもとでの再申請ー「必要な待期期間」参照.....	26
3.2.7. 必要な待期期間.....	26
3.2.8. BPアカウント所有者同士の結婚.....	27
3.2.9. 法的訴えによる差し押さえ.....	27
3.2.10. 婚姻無効の宣告または離婚.....	27
3.2.11. 死亡または責任能力がなくなった場合	27
3.2.12. BPアカウントの売却または譲渡	28
3.3. パートナーコ製品を注文する／購入する.....	28
3.3.1. 定期購入プログラム	28
3.3.2. 定期購入プログラムの参加と中止の手続き	28
3.3.3. 定期購入プログラムの支払いの問題.....	29
3.3.4. 小売顧客	29
3.3.5. 製品の注文.....	29

目次

3.3.6. 外国での購入.....	29
3.3.7. 販売の拒否.....	29
3.3.8. 価格の変更.....	29
3.3.9. 製品の不備および破損.....	29
3.3.10. 70%ルール.....	30
3.3.11. 消費税.....	30
3.3.12. 送料および取扱手数料と損失の危険負担.....	30
3.3.13. 支払い.....	30
3.3.14. 支払い不能または一部のみの支払い.....	30
3.3.15. ボリュームの譲渡.....	31
3.4. パートナーコ製品の返品.....	31
3.4.1. 購入した製品の返品に関するポリシー.....	31
3.4.2. BPが注文した製品の返品.....	31
3.4.3. 定期購入プログラムで注文した製品の返品.....	32
3.4.4. 製品の買い戻し（終了するBP対象）.....	32
3.4.5. 顧客満足保証.....	32
3.4.6. 販促品の返品に関するポリシー.....	33
3.4.7. 各居住地域における返品.....	33
3.4.8. 製造物責任保険.....	33
セクション4ー 施行規定.....	33
4.1. ポリシー違反に対するBP懲戒規定.....	33
4.1.1. 規則の遵守に関する苦情の処理手順.....	34
4.1.2. ポリシー違反に対する違約金.....	34
4.1.3. コミッションとボーナスの受領.....	34
4.1.4. 資格停止.....	34
4.1.5. 任意解約とBP資格の強制終了.....	35
4.1.6. 資格終了の効力.....	35
4.1.7. 抗議.....	35
セクション5ー BPの特典.....	35
5.1. インセンティブの授与について.....	35
5.2. パートナースカウンシル.....	36
5.3. PartnerCoファウンダーズクラブ.....	36

セクション6 – パートナーコの権利	36
6.1. ポリシーの修正.....	36
6.2. リードシェア／BPへの新規紹介.....	36
6.3. BPの写真などの使用許可.....	37
6.4. BPのコミッションとボーナス額の公表	37
6.5. 非公式な提案.....	37
用語解説	38

- 本文中の「サービス情報一覧」は、公式サイト (<https://partner.co/ja-jp>) の会員メニューよりログインして、ビジネス構築⇒ライブラリーのサービス情報一覧より取り出すことができます。
- 本文中では、パートナーコ・インターナショナルLLC（米国本社）、パートナーコ・ワールドワイドインク、パートナーコ・ジャパン合同会社を総称してパートナーコと表記しています。

はじめに

本ポリシーマニュアルをお読みいただきありがとうございます。本ポリシーマニュアル(現在の形式およびパートナーコインターナショナルLLC(以下、「パートナーコ」または「会社」)によって改正されたもの)は、パートナーコ ブランドパートナー契約に組み込まれ、不可欠な部分を形成します。各ブランドパートナーは、本ポリシーマニュアルを読み、理解し、遵守し、確実に認識し、本ポリシーマニュアルの下で運営する責任があります。

本マニュアルは、1) パートナーコ ブランドパートナーアカウントの開設、2) パートナーコ製品の注文、購入、販売および返品、3) パートナーコブランドパートナーおよび愛用会員の新規登録、4) パートナーコ製品の販売による収入、5) パートナーコブランドパートナーアカウントの管理、6) ブランドパートナーのビジネス構築および保護の支援、7) 法的および規制上のリスクからのパートナーコおよびそのブランドパートナーの保護、8) 許容される行動の基準の確立、9) パートナーコおよびそのブランドパートナーの権利、特権および義務の規定。また、10) パートナーコとそのブランドパートナーの関係を定義します。

本マニュアルのポリシーに関して質問がある場合は、コンプライアンスまで郵便(宛先:〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-2)、または電子メール(宛先:jpcompliance@partner.co 電子メールの件名には、必ずご自身のBP会員番号と氏名を明記してください)にてお問い合わせください。

パートナーコは、ポリシーマニュアル、報酬プラン、契約条件および適時公布されるその他の規約や手順は、BPの利益に適合するとき、または契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合、パートナーコの裁量によって変更できるものとする。

セクション1 – 行動規範

1.1. 米国訪問販売協会 (DSA) 倫理規定

パートナーコは、非営利団体である米国訪問販売協会 (DSA) および訪問販売協会世界連盟 (WFDSA) に加盟しています。DSAの会員として、パートナーコは傘下のBPにDSA倫理規定を普及させ実行させることをDSAと合意しています。このDSA倫理規定の全文 (英語) は、パートナーコのインターネットホームページ (<https://partner.co/>) またはDSAホームページ (www.dsa.org) において確認することができます。BPは、細心の注意を払い以下事項を遵守してください。(1) 本マニュアルで述べられているポリシーおよび手順、(2) 米国訪問販売協会 (DSA) 倫理規定、(3) BP契約内容、(4) 自分が居住しビジネス活動をする市場での関連法令。

1.2. BP倫理規定

BPは、パートナーコとその製品の評判を保護防衛するように求められています。BPは、パートナーコとその製品の評判を傷つけるような一切の行為を禁じられています。また他の人々がパートナーコのビジネスチャンスに参加する上での障害を引き起こすような行為も同様に禁じられています。BPは、そのビジネス活動において高い職業意識を持ち、他のBP、消費者、パートナーコの従業員と接するに際しては、相手を尊重し礼儀正しくなければなりません。BPは、欺瞞的な行為や誤解を招くような行為、また無作法、非倫理的、非道徳的な行為は一切慎まなければなりません。BPは、仲間のBPの努力を尊重し、横取りなどの倫理に反するようなリクルート活動は決して行ってはいけません。パートナーコはあらゆる合法的な企業のビジネス活動を尊重し、BPが他社について公正さに欠ける発言をすることを固く禁じます。パートナーコは、すべてのBPの最終的な成功は、大切な製品とチャンスをBPがいかに市場に送り出すかという能力にかかっていると信じています。そしてそれは、健全で敬意に値する方法でなされなければなりません。

1.3. 非難行為

パートナーコはこの業界において最良の製品、報酬プラン、そしてサービスをBPに提供したいと考えています。従って、パートナーコはBPからの建設的な批評や意見に価値があると考えています。そのようなコメントのすべては書面でコンプライアンスにご提出ください。パートナーコは建設的な意見を歓迎しますが、現場においてBPが会社、社員、製品、および報酬プランについて否定的な意見を述べることはパートナーコの他のBPのモチベーションを下げる以外のなにものでもありません。BPはパートナーコや他のBP、パートナーコ製品、マーケティング、報酬プラン、パートナーコのマネジャー、ディレクター、役員、その他の従業員について非難したり、品位を落とすようなことや否定的なことを言うてはいけません。

1.4. ポリシーに違反する行為

パートナーコのポリシーおよび手順は、BPとパートナーコの双方を違反行為による有害な結果から保護するためのものです。直接禁止されていることを間接的に達成するために、故意にポリシーまたは手順に違反する行為を行うBPに対し、パートナーコは該当するポリシーまたは規約に直接違反した場合と同様のBP契約の終了を含む懲戒処分を科することがあります。パートナーコはその裁量のもと、BPまたはそのBPのアップラインで影響を受けた人々のボーナス、コミッション、およびプレイスメントあるいは資格を調整する権利を有します。本マニュアルに記されているポリシーおよび手順は、BP同士に直接互いにポリシーを強制する権利をあたえるものでも、互いに対して法的措置をあたえるものでもありません。

1.5. 投資勧誘の禁止

いかなるときにもBPはパートナーコやパートナーコの名前、商標、報酬プラン、製品、書面、パートナーコの従業員、他のBP、またはそれに関連するものを使用して、投資の勧誘をしてはいけません。それには以下のものが含まれます。BPの活動またはBPアカウントが(1)投資として扱われたり、(2)BP以外の人物、または企業・団体・法人などにより管理されたり、(3)そのBPが参加した投資からの利益または報酬が約束されていると何らかの方法で示唆したり、述べたり、そそのかしたり、リクルートしたり、追い求めたり、伝達したりすることはできません。

そのような行為、あるいは国または地方自治体の証券取引法に違反する行為は、パートナーコのBP契約や本ポリシーマニュアルに記されているポリシーや手続きにより、明確に禁じられています。

1.6. 新しいパーソナルまたはプレースメントスポンサーのリクルート

すべてのBPにはパーソナルスポンサーとプレースメントスポンサーがいます。BPは、パーソナルスポンサーまたはプレースメントスポンサーの変更をパートナーコに請願することはできません。

BPは新たなパーソナルスポンサーを、積極的にリクルートしたり探したりしてはいけません。BPがパーソナルスポンサーまたはプレースメントスポンサーの変更を希望する場合には、本ポリシーマニュアルの「3.2.7. 必要な待期間」のポリシーを遵守しなければなりません。

1.7. BPとして登録をしたことのない見込み顧客へのリクルート活動

リクルート活動に関するポリシーは、すでにBPである人をリクルートすることのみ適用されるもので、BP登録をしていない人には適用されません。リクルート活動に関するポリシーは、「あるBPに誘いを受けていながら未だBP登録をしていない場合に、他のBPがその顧客を登録すること」を罰することはありません。時間と金銭を見込み顧客に投資するBPには、その見込み顧客が他のBPのもとに登録するかもしれないというリスクがついてまわるのです。

1.8. すでにBPである人物へのリクルート活動

BPは、既存のBPを自身の組織に登録するために、直接と間接とを問わずリクルートを試みてはなりません。BPアカウント所有者は、任意解約をした後「3.2.7. 必要な待期間」が経過するまではスポンサーを変更するための交渉を受けることはできません。

既存のBPは、他のパーソナルスポンサーのもとで登録をしたり、ポリシーおよび手順をいくぐるために偽名、家族名、友人名、架空の本人確認書類、またはその他のいかなる手段も用いたりしてはいけません。BPが既存のBPをリクルートし、6か月の待機期間を満了せず新しいスポンサーのもとで再度登録させた場合、パートナーコはその裁量のもと、従来のBPアカウント、および新しいパーソナルスポンサーのもとで登録された新しいBPアカウントの新旧両アカウントあるいはそのいずれかを終了させる権利を有します。

1.9. 複数の利権

いかなる個人または団体も、直接と間接とを問わず、1つのBPアカウントの受益権だけしか所有することができません。同様に、すでにBP登録がある場合、新たに愛用会員登録をすることはできません。BPは、2つ以上のアカウントを持つようすすめたり、奨励してはいけません。複数の受益権は、BPアカウントの直接的

または間接的な所有権に限られるものだけではなく、株主、共同経営者、被信託人、受益者、または主たる債務者が結果的に所有する受益権も含みます。さらに、あるBPが他のBPアカウントを管理することや管理できる状況にあることも受益権を所有しているものとみなします。また、BPアカウント所有者が、直接的または間接的に他のBPアカウントからの所得を受領することや、または家族による援助も受益権の行使に当たります。BPアカウントから発生するコミッションが振り込まれる銀行口座を管理すること、その他BPアカウントに関連する同様な権益を保持することも受益権の行使に含まれますがこれらに限定はされていません。

死亡したBPから、2つ目のBPアカウントを相続したBPは、両方のBPアカウントにおいて同時に利権を所持することが許されます。第2のBPアカウントの相続については、BPの死亡に関する規約に従わなければなりません（「3.2.11. 死亡または責任能力がなくなった場合」参照）。BP同士が結婚した場合には、それぞれのBPアカウントを維持することができます。

1.10. 偽名または仮名

個人または団体は、偽名や仮名を用い、あるいは実際のBPアカウントの所有者を特定できない状態で、またその人や団体の現在の身元を正確に表していない本人確認書類を使用して申請することはできません。パートナーコに複数のアカウントを保有する目的で、「3.2.7. 必要な待期間」や「1.9. 複数の利権」の定め違反して、申請者の名前をさまざまに変えて登録することはできません。

1.11. 利害抵触

他のダイレクトセールスカンパニー（例：通販、カタログ販売など）の会員である人物、または団体は、申請時にパートナーコとの間に（以下に述べられているような）利害抵触がないことを条件に、BPとしてパートナーコに登録申請することができます。またBPは、BPアカウントの継続期間、およびその終了後1年間にわたって、そのような利害抵触が生じることをないようにしなければなりません。このポリシーはBP本人と同一世帯員または利害関係人に適用されます。同一世帯員または利害関係人の定義については、巻末の「用語解説」を参照してください。

1.11.1. 競合する他社における所有権

BP契約期間中およびその終了後1年間にわたり、BPは、いかなるネットワークビジネスと定義される会社またはダイレクトセールスカンパニー（例：通販、カタログ販売など）のいかなる会社からも、パートナーコからの文書による事前承諾なしに、給与・報酬を受け取ってはなりません。また、それらの会社において、その会長、社長、オーナー、社員、役員、執行幹部、または株主として（株式会社において持ち株が5%以下である場合を除いて）参加することはできません。このポリシーはBP本人と同一世帯員または利害関係人に適用されます。

1.11.2. 競合他社製品の販売促進活動

BP契約期間そして終了後6ヵ月の間は、BPは直接と間接とを問わず、以下の行為を行ったり、引き受けたりしてはいけません。

- a. モリダシトリフォリアから作られた、あるいは部分的に含んでいる、パートナーコブランドではない製品を宣伝・推奨、または販売すること。

セクション1－行動規範

- b. パートナーコブランドではない液体の栄養補助食品を宣伝・推奨、または販売すること（液体の栄養補助食品とは、液状で消費されることを目的としたすべての液体の栄養補助食品を指す）。
- c. 他のBPや愛用会員、顧客、業者、または従業員に対して、セクション1.11.2および上記のa、bに記載されているような製品を宣伝、または販売することをすすめたり、助長したり、誘導したりしてはいけません。

BPはセクション1.11.2に対する違反行為が、パートナーコに対し直接的かつ回復不能な損害をあたえることを理解し承認しています。よって、セクション1.11.2に違反した場合、および違反の恐れがあった場合には、その違反行為に対して、パートナーコがあらゆる是正要求をすることに加え、禁止命令を出す権利を有することに同意します。このポリシーはBP本人と同一世帯員または利害関係人に適用されます。

1.11.3. 他のビジネスチャンスにおける販売およびリクルート活動

BPは「BP申請書」に記される契約条件に則り、BP契約の有効期間中およびその終了後1年間にわたり、自分がパーソナルスポンサーとなっているBP以外のBPに対して、パートナーコ製品以外の製品を販売したり、またそれらについて説明をしたり、他社が提供するビジネスチャンスについて説明したりしてはいけません。ただし、BPがパートナーコビジネス以外の活動について尋ねられた際の最初の返事は、このポリシーにおける勧誘に含まれません。

パートナーコ以外の製品、資料、あるいはビジネスチャンスはいかなる形であろうと、パートナーコが主催するイベント、ミーティング、コンベンション、またはその他の集まりにおいて宣伝することはできません。このポリシーはBP本人と同一世帯員または利害関係人に適用されます。

1.12. 秘密保持に関する同意

「BP申請書」に署名捺印したことにより、BPは企業秘密、知的財産情報、およびその他すべての秘密情報に関する守秘義務が生じ、秘密を保持することに同意したことになります。この秘密保持に関する同意は、取り消すことができず、BPアカウントが終了した後も継続し、差止命令および必然的に生じた費用および手数料の裁定に関する法的執行の対象となります。

BP契約の有効期間中、パートナーコからBPに秘密情報が提供されることがあります。この中には、ダウンロードの系譜およびダウンロードレポート、顧客リスト、パートナーコまたはBPがパートナーコのために作成した顧客情報（顧客およびBPの経歴、製品購入に関する情報など）、BP名簿、製造者および供給元に関する情報、業務報告、コミッションまたは販売報告、販売戦略やプラン、およびその他パートナーコが秘密に指定した金融または事業関連情報などが含まれます。

すべての機密情報（書面、口頭、または電子的形態にかかわらず）は、BPのパートナーコビジネスにおいてのみ使用することを条件として、知る必要のあるBPに極秘扱いで提供されます。BPはこうした情報の機密を保持するために最大限の努力を払わなければならない、直接と間接とを問わずそのような情報のいずれについても第三者に公表してはなりません。BPは、パートナーコと競合する目的でそれらの情報を利用してはなりません。また、パートナーコのプログラムやその製品ならびにサービスを販売促進以外の目的で使用することはできません。パートナーコは、ダウンロードの系譜またはグループの情報を開示する前に、守秘義務契約にBPの署名を求めることができます。BPアカウントが更新されなかったりBP契約が終了したりした時点で、BPはそのような機密情報の使用を停止し、保有している機密情報は直ちにすべて破棄するか、またはパートナーコに返却しなければなりません。

セクション2 – 責任と義務

2.1. 正しい住所および連絡先

同一の現住所（郵送先住所）および製品配送先住所を使うことができるのは2つのBPアカウントのみです。

BPは、自分がどこに在住し、どこでビジネスを行っているかを正確に示している現住所および製品配送先住所を提出し、変更があるごとに通知しなければなりません。Eメールアドレス、電話番号、FAX番号、携帯電話番号、およびコミッションなどの振込先金融機関情報も最新で正確なものに保たなければなりません。

BPが住所またはコミッション口座情報などの変更をパートナーコに通知せず、パートナーコからの郵送物やコミッション、リベート、ボーナス、または製品を届けられない場合、そのBPアカウントには、パートナーコによる誤りの訂正作業費として3,000円が課せられます。3,000円の訂正作業費は失効した小切手を再発行したり、再振込の手続きを行うために用いられます。

コミッションの発生後、依然として支払不能である場合、パートナーコによる最後の連絡が試みられた後（処理費用3,000円が請求された後）5年経過すると、未収金の残額に対する権利（商法上の債権）は時効により消滅します。（商法第522条参照）

2.2. 正しい税務申告

法律により、パートナーコは税務当局に対して、BPに対する支払いと販売についての報告を行うよう求められています。パートナーコがこの義務を適切に果たすにあたり、各BPは個人事業主または法人として、自分のパートナーコビジネスに由来する所得などに関して正確かつ正直な記帳を維持し、正しい税務申告をしなければなりません。パートナーコは、いかなる形であれ、正当な権利を有する個人または団体の知らないところで同意なしに虚偽の本人確認書類を使用して登録または維持されているBPアカウントを無効とすることができます。パートナーコは、BPアカウントの無効を決定するに先立って、そのBPアカウントに対して支配的権利を持つ者、スポンサーをしているBP、あるいは関連する行政当局から、問題となっている情報を確認する権利を有します。無効であるBPアカウントおよびそのスポンサーであるBPアカウントは、無効であるBPに支払われたすべてのコミッションをパートナーコに払い戻すように求められ、無効であるBPアカウントから生じた収入または資格は、すべて没収または剥奪されます。

折に触れ、パートナーコは税務当局からBPの情報を提供するよう求められることがあります。パートナーコの裁量により提供依頼が不適当であるか、または不当な依頼でないと判断する限り、パートナーコはそのような依頼に応じます。

2.3. トレーニングの義務

スポンサーは、自分の組織のBPとの間に、プロフェッショナルなリーダーとしての関係を保ち、正しいBP活動に向けてトレーニングを行う義務があります。製品ならびにサービスの販売、配送における監督、および販売機能を誠実に果たすという義務を全うしなければなりません。

2.4. パートナーコ製品およびプログラムを宣伝広告する

BPは、常にパートナーコおよびその製品のイメージを守る必要があります。パートナーコ製品をプロフェッショナルとしてふさわしくない方法または環境で推奨、宣伝、展示することのないように注意しなければなりません。

2.4.1. 広告ポリシーの要約

- BPは、パートナーコの商標やロゴの使用に当たり、事前にコンプライアンスの書面による許可を得た上で正しく使用しなければなりません。
- パートナーコの商標の正しい使用とは、正しい英文でTahitianNoni®と表記することを意味します。さらに、すべての商標には公式サイトに示されるように、®またはTM記号を正しく表記しなければなりません。
- BPは以下の2つをその広告にはっきりと記載しなければなりません。
「TahitianNoni®、TeMana®、HIROはパートナーコ・インターナショナルLLCの商標です。」
「パートナーコブランドパートナー (BP)」
- BPは、その広告にパートナーコが著作権を保有する画像などを用いる場合には、著作権使用許諾証をコンプライアンスより得なければなりません。その広告には以下の表示がなされていなければなりません。“©PartnerCo International LLC. Used with permission. All rights reserved.”
- パートナーコ製品のすべての広告宣伝は、いかなるメディアを通じて行う場合でも、その製品の希望小売価格を表示することを推奨します。
- BPは、どのような方法にしる、病気や疾病に言及することはできません。個人的な経験であっても次の表現あるいはそれと同等の表現に留めなければなりません。
「わたしは長年、タヒチアンノニ ジュースを飲んでいました。その経験から強くおすすめします。」
「わたしは、タヒチアンノニ ジュースを飲み始めてから健康を維持できていると感じています。」
- BPは、コンプライアンスが承認した印刷物にある、パートナーコ製品がいかに健康維持に役立つかを述べている語句を使うことができます。
- BPは、他のBPに以前許可された広告資料を使いたい場合には、その資料に関するコンプライアンスの許可を改めて得なければなりません。
- コンプライアンスは、BPの広告許可申請の審査に通常2週間を要します。ただしウェブ広告許可申請の審査には4週間必要となります。

2.4.2. すべての広告資料に関するポリシー

パートナーコは、すべてのBPに対して弊社が販売用として作成し提供している販売促進資料を活用することを推奨していますが、BPが自身で広告および販売促進資料を作りたい場合にはそれを認めています。ただし、あらゆる種類のメディア（あらゆる種類の印刷物または複写された資料、新聞、雑誌、ラジオ、インタ

ーネット、テレビ、ビデオ、名刺、事務用品、電話帳などの媒体を含み、かつそれらだけとは限らない) による広告は、その出版または使用に先立ちコンプライアンスの許可を得なければなりません。本ポリシーマニュアルに要求されているすべての許可は文書で通知されます。パートナーコは、すでに許可されたBPの広告の再編集または使用中止を要求する権利を有します。また、BPは許可された広告がパートナーコの新しい規則や製品、変更されたビジネスチャンスに合わせて記述を最新の情報に保つ必要があります。よって、承認後の広告に対する、新たな訂正に関しては、BP当事者が必ず広告申請を行い、コンプライアンスから事前の承諾を受ける必要があります。

BPの広告または販促資料などには「パートナーコブランドパートナー (BP)」と表示されていなければなりません。また、それぞれのBPの広告や販促資料には、以下の文章を記述する必要があります。

「TahitianNoni® (タヒチアンノニ™)、TeMana®, HIROはパートナーコ・インターナショナルLLCの商標です。」

BPは、コンプライアンスの指示に従って、実際にその広告の中で使用した商標のみを表示しなければなりません。パートナーコの商標を使用し個人的に作成したメディアまたはパートナーコ製品の販売に使用する個人的メディアは、その使用に先立ちコンプライアンスの許可を得なければなりません。許可を得ずに使用した場合、その使用の責任者であるBPは懲戒処分となる場合もあります。

広告に関する規制は国ごとに異なるため、BPは、その資料を配布または使用する国の現地オフィスに広告申請を行い、その使用許可を得なければなりません。「オフィサー」以上のタイトルを達成したBPのみが、独自のマーケティング資料を作成することができます。BPは、広告または販売促進用資料の録音／録画や作成に先立ち、広告原案または記述の写しを提出することによって許可を得ることができます。広告原案はコンプライアンス宛に郵送(〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-2)、FAX (0120-850-442)、または電子メール(jpcompliance@partner.co)で提出するものとします。提出された資料などの許可申請の審査には2週間、ウェブ広告の審査には4週間を要します。許可されていない広告や販促資料を使用したBPは懲戒処分を受けることもあります。

2.4.3. パートナーコの商標、ブランドロゴ、その他の知的財産の使用

パートナーコが製作したマーケティング資料に含まれている場合を除き、BPは、パートナーコから書面による事前の許可を得ることなく、パートナーコの商号または商標、あるいはサービスマークを使用することは認められていません。

2.4.4. オープンしていない国での広告・宣伝

パートナーコは、公式オープンの日が発表されていない国における広告・宣伝活動を禁止しています。ある国においてビジネスの公式オープン日が発表された後であっても、実際にオープンするまでは、BPは書面による許可なしに、パートナーコの商標、商号、ロゴ、電話番号、グラフィックス、またはその他パートナーコの知的財産のいずれをも使用することはできません。

2.4.5. パートナーコ製品および資料の製造および複製の禁止

BPは、販売または個人での使用を目的として、パートナーコが販売する製品の製造または複製を行うことはできません。これにはパートナーコが製作する印刷物、オーディオ、ビデオまたはインターネット、電子

セクション2 – 責任と義務

通信の資料、プレゼンテーション、イベントまたはスピーチ、および電話会議が含まれます。パートナーコのミーティングおよびカンファレンスでの録画・録音またはスチール写真は、ミーティングの主催者の裁量のもとに許可される場合があります。

2.4.6. 未承諾メール

パートナーコは、BPがいかなる種類のスパムメール（迷惑メール）または一方的に送信される電子メールを通じた製品またはプログラムの広告を行うことも認めていません。メッセージの言葉、頻度、またはサイズのいずれによるものであろうと、いやがらせ行為は禁じられています。

2.4.7. 製品に関する説明

パートナーコは、BPがいずれのパートナーコ製品についても、治療または医学的な行為に関連する説明をすることを禁じます。パートナーコが推奨している使用方法以外でパートナーコ製品の使用を推奨することは禁じられています。米国食品医薬品局、およびそれに相当する世界各国の機関によって、栄養補助食品の販売促進において、疾病、疾患、または人体組織への言及を禁じる法律が制定されています。これらの法律（日本における医薬品医療機器等法（旧：薬事法））は、たとえ説明の内容がまったくの真実であっても適用され、治療または治療を明確に述べているもののみならずそれらを示唆しているものに対しても適用されます。また、直接的な説明のみでなく、個人的な体験談も、それがパートナーコ製品による治療を暗示することになるために適用の対象となります。

2.4.8. スポークスパーソンならびに諮問委員について

BPは、パートナーコ製品のプロモーションにおいて、パートナーコが制作した推奨資料を使用することができますが、BPは、同じ推奨された広告資料を制作することはできません。このような推奨資料は、すべてのBPの利益のためのものです。

2.4.9. 収入に関する説明およびパートナーコ報酬プランの説明表現

BPは、パートナーコの報酬プランについて、正確かつ公正に説明しなければなりません。他のBP、または見込み顧客に対して、リクルートするための手段として報酬プランを説明する際に、収入において虚偽または誤解を招くような説明を行ってはなりません。BPは、パートナーコの報酬プランに何か加えたり改変したりしてはいけなく、BP独自のプログラムを報酬プランの一部であるかのごとく説明してはいけません。BPは、自身の収入や他のBPの収入などを用いて、他人の成功の保証を示唆してはいけません。見込み顧客に、コミッションの支払い実績を「コミッション収入を保証するもの」として使用したり、支出の見積もりをしたりしてはいけません。

パートナーコの報酬プランの魅力は、パートナーコが承認している資料を用いることで正確に示すことができます。各BPの成功はこのビジネスに注がれる努力、献身、リソース、および時間によってもたらされることを、明確に理解する必要があります。

2.4.10. パートナーコのビジネスチャンスの説明

BPは、パートナーコのビジネスチャンスについて忠実かつ適正に説明しなければなりません。BPは、パートナーコのビジネスチャンスの内容に、何か加えたり改変したりしてはいけなく、BP自身の独自プログラムをそれらの一部であるかのごとく説明してはいけません。

2.4.11. 第三者の資料および文献

治療力、または収入に関する説明がなされていたり示唆されていたりする第三者作成の文献、または第三者との連携により作成された資料などは、パートナーコ製品の販売または広告と併せて使用することができません。そのような資料に、パートナーコの商標を記載して使用していることが明らかとなったBPは懲罰の対象となります。

2.4.12. 展示会および見本市

パートナーコは、定評ある展示会および見本市でパートナーコ製品を展示説明することをBPに奨励しています。BPは、イベントに先立って、そのイベントで展示説明する許可を自身でコンプライアンスより得なければなりません。パートナーコの裁量において、1名以上複数のBPが同一イベントに参加することが認められることがあります。

イベントではどのようなメディア形式であれ、パートナーコが許可する看板、文書または広告のみ使用が許されます。製品のサンプル展示、製品の販売も認められます。BPはパートナーコブランドパートナーであることを明示しなければなりません。

2.4.13. メディアからの問い合わせ

パートナーコまたはその製品に関するメディアからの問い合わせに対する回答は、パートナーコのマーケティング部門が対応します。問い合わせの際はパートナーコのカスタマーサービスに連絡をしてください。

2.4.14. インターネットでの宣伝広告

パートナーコは、「オフィサー」以上のタイトルを持ち、必要条件を満たしているBPが、本マニュアルで述べられているすべてのポリシーおよび手順を厳密に遵守することを条件に、インターネットの自身の個人サイトにおいて広告を出すことを認めています。インターネットにおけるパートナーコの商標、ロゴ、またはその他のパートナーコの知的財産の使用は、本マニュアルで述べられている指針に従ったものでなければならず、使用に先立ってコンプライアンスの許可が必要です。

BPは、コンプライアンスから許可を得ることなしにウェブサイトをインターネット上で公開したり、インターネット検索エンジンに載せたりしてはいけません。ウェブサイト上の掲載を許可するために、パートナーコはそのウェブサイトおよびそのサイトにリンクされているすべてのウェブページのハードコピーを要求することがあります。BPは、パートナーコがそれらの審査に4週間を要することを了承しなければなりません。

許可されたウェブページまたはその内容に、事前にパートナーコから文書による承認を得ることなしに何らかの変更が加えられた場合、パートナーコはその裁量のもと、そのBPを資格停止または資格終了処分とすることがあります。パートナーコの裁量のもとで、ポルノグラフィ、差別的なもの、またはその他不快なものともみなされる素材の使用は固く禁じており、使用されていた場合、BPは即時資格終了処分の対象となります。また、パートナーコ製品に関する情報が含まれているウェブページからそのような不適切な情報が含まれているページへのリンクを張ったBPも、即時資格終了処分の対象となります。

BPは、自身のウェブサイトとして許可されたものに追加したものを含むすべての内容に責任があります。あるBPが自身のサイト上のページを他のBPに対して使用許可をあたえようと企図する場合には、その使用許可を企図するBPは、事前コンプライアンスと承認手続きについて調整しなければなりません。

2.4.14.1. ウェブページの設定

BP自身のウェブサイトのURLとドメイン名にはコンプライアンスの承認が必要です。すべてのBP自身のウェブサイトは、インターネット上で公開され、インターネット検索エンジンに載せられる前に、コンプライアンスの許可を得なければなりません。BPは、各ページの始めまたは終わりに「TahitianNoni®(タヒチアンノニ™)、TeMana®、HIRO、NHANCED®はパートナーコ・インターナショナルLLCの商標です。」という記述(BPは実際にそのサイトで使用されている商標にのみ言及する必要があります)を入れなければなりません。それにより、そのサイトでは各ページにおいて最初に商標が使用される際のみ言及すればよくなります。また、サイトでは各ページに、「パートナーコブランドパートナー (BP)」と書かれたヘッダーおよびフッターがなければなりません。

2.4.14.2. URLおよびドメイン名におけるパートナーコの商標、サービスマークの使用

商標の維持および保護のために、パートナーコ・ビバレッジ コーポレーションはいかなる形であれインターネットウェブサイトのURLおよびドメイン名、またSNSのユーザー名、ハンドルネームなどにおいてもその商標またはサービスマークを使用することを一切禁じています。これにはTahitianNoni®(タヒチアンノニ™)などのパートナーコの商標の単独あるいは他の語と組み合わせた使用が含まれますがこれらに限定されません。

2.4.14.3. BPウェブサイトにおける埋め込みコード、隠しテキストとメタタグの使用

埋め込みコード(buriedcodes)、隠しテキスト(hiddentext)およびメタタグ(metatags)におけるパートナーコの商標、商号、ロゴ、および著作権のある資料の使用はすべて、パートナーコから正式な許可を受けなければなりません。埋め込みコード、隠しテキストおよびメタタグでは、治癒力に関する主張をほのめかしたり、疾病または疾患に言及した言葉を使用したりしてはいけません。

2.4.14.4. インターネット販売

BPは、自身の個人ウェブサイトでパートナーコ製品の広告または販売をすることが認められています。しかし、BPは、オンラインモール、オンラインオークション、オンラインストア、またはバーチャルショッピングサイトなどを含む他のウェブサイトで、パートナーコ製品の広告または販売をしてはなりません。そのようなサイトは、パートナーコによって公の小売店舗とみなされます。(「2.5.2. 製品の販売および展示」を参照)

2.4.14.5. 個人のウェブサイトにおける多種の製品／サービス

BPはパートナーコ製品のページへのリンクを、販売または広告用の多種の製品やサービスを含んでいるホームページに張ることが許されています。パートナーコ製品のページおよびそこからリンクされたホームページの両者が、パートナーコの広告ポリシーやガイドラインを遵守したものでなければならず、パートナーコから許可を受けていなければなりません。パートナーコ製品のページそのものはパートナーコ製品の広告のみでなければならず、他のいかなる製品へのリンクも張ってはなりません。パートナーコは、いかがわしいまたは不快感をあたえるような製品またはサービスを取り上げたホームページにパートナーコ製品を載せることに関して、中止または不許可とする権利を有します。

2.4.14.6. 個人のパートナーコ製品もしくはビジネスのウェブサイト 他の情報をリンクすることについて

BPは、パートナーコ製品を宣伝する個人ウェブサイト、パートナーコが「いかがわしい」または「不快感をあたえる」と判断したいかなるウェブサイトもリンクさせてはなりません。BPは、個人のウェブサイトに治療や収益宣伝をするウェブサイトをリンクさせてはなりません。

2.4.14.7. ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、動画共有サイト、 およびブログでの広告について

BPがソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、動画共有サイト、ブログなどにおいて、パートナーコ製品について言及する際には、以下の点に注意が必要です。

- ・ パートナーコのトレードマーク (どのような形状でも) を含む名前をSNSなどのハンドルネームに使うことはできません。パートナーコ (PartnerCo)、タヒチアンノニ (Tahitian Noni®)、TNI™などのパートナーコの商標名称を単独での使用、あるいは他の語と組み合わせた使用も含まれます。
- ・ BP所有のページ、投稿などに含まれるビジネスチャンスの紹介、パートナーコ製品についての言及は、パートナーコポリシーに照らして適切な表現および方法であること。
- ・ BP所有のページ、投稿などは、予想される閲覧対象が明確に示されていること。
- ・ BP所有のページ、投稿などは、不快、卑猥、悪意ある表現が伴ってはなりません。また、元となるウェブサイトは不快、卑猥、悪意ある表現がないこと。

BPは個人のページの記事コンテンツ、また、第三者からのコメントを含むすべてに責任を持つ必要があります。パートナーコポリシーに照らし、不適切なコメントがある場合は、BPがそのコメントを削除または訂正する責任があります。

※詳しくは「サービス情報一覧 ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、動画共有サイト、およびブログでの情報発信のガイドライン」をご覧ください。

2.5. パートナーコ製品およびプログラムのマーケティングを行う

2.5.1. 小売販売に関するポリシー

パートナーコと署名捺印をもって契約を交わしている権限を受けたBPだけが、パートナーコ製品を販売することができます。BPが第三者 (店主など) による再販売を目的としてパートナーコ製品を販売することは、パートナーコポリシー違反となります。

2.5.2. 製品の販売および展示

パートナーコ製品は、健康食品店、食料品店、チェーンストア、ショッピングモール、インターネットオークションサイト、インターネットモール、インターネット上の店舗、バーチャルショッピングサイト、またはその他専門的なサービスではなく製品の小売販売を主たる目的としている店舗などの、誰でも出入り自由な小売店舗で販売、展示、または保管することはできません。パートナーコ販売促進用資料を、そのような小売店舗の内外に展示することはできません。

セクション2 – 責任と義務

パートナーコ製品は、BPがオーナーである私有の、あるいは入場に制限のあるオフィス、クラブなどで展示することができます。そのような店舗とは、一般の人が予約またはメンバー資格がなければ入場することができず、製品の販売ではなく、専門的なサービスの販売が店舗の主要な機能となっているところです。パートナーコ製品と販売促進用資料は、そのような店舗内で展示することができます。ただし、これら販売促進用資料は、一般に目に付くような壁や窓といった店舗の外側、または中から外側に向けて展示してはなりません。

2.5.3. 希望小売価格での宣伝

いかなるメディアを通じたものであろうと、パートナーコ製品の宣伝には製品の希望小売価格を表示することを推奨します。

2.5.4. BPによる顧客または他のBPとのコンタクト

BPは、パートナーコ製品の販売の際には、小売顧客に対して領収書を発行しなければなりません。直接パートナーコに注文された小売注文に対しては、パートナーコは求めに応じて適切な領収書（または利用明細書）を発行します。

見込み顧客または他のBPとのコンタクトは、適切な時間帯に適切な方法で行われなければなりません。デモンストレーションやセールスプレゼンテーションは、見込み顧客あるいは他のBPから断られた時点で終了し、執拗に勧誘をしてはいけません。

パートナーコに関する事前案内と、本人の承諾なしに、見込み顧客を登録につなげることをしてはいけません。

2.5.5. 行政機関に言及した説明

BPは、パートナーコの報酬プランが行政機関などによって承認されていると説明することはできません。BPは、パートナーコ製品に関連する行政機関による承認事項は正確に説明しなければなりません。BPは、パートナーコが製品の入手、または使用に関して、いずれかの行政機関と何らかの独占的な取り決めを交わしているなどと説明することはできません。

2.5.6. パートナーコと排他的関係があると主張すること

BPは、自分自身またはそのBPアカウントを宣伝するために、パートナーコに以前勤務していたこと、またはパートナーコでの親族関係を利用することは禁じられています。BPは、自分にはパートナーコの役員または従業員に対して、他のBPにはない特別なつながりや有利な立場があると主張、または示唆することはできません。BPは、自分自身をパートナーコの創設者、カントリーマネージャー、従業員、または経営幹部であるなどと標榜することはできません。法人名でビジネスを行っているBPは、販売促進用の印刷物や広告において自身の氏名および写真を使用することができます。

2.5.7. パートナーコ製品の再包装および再加工

BPは、販売目的でパートナーコ製品または資料の再包装、およびパートナーコ製品を原料として他の食品などに再加工してはいけません。

2.5.8. 他のBPへの製品または資料の販売

BPは、他のBPにパートナーコ製品または資料を販売用に提供したり、他のBPからパートナーコ製品を購入したりすることはできません。

2.5.9. 製品輸出入に関するポリシー

パートナーコが公式オープンしている各国では、その市場におけるパートナーコ傘下企業、またはパートナーコが選任した人物がパートナーコ製品を輸入する権限を有します。BPは、自身が登録している国が公式オープンしている国に関わらず、他国へ製品を発送することはできません。BPはまた、他国への発送を目的に製品を注文してはなりません。

2.5.10. パートナーコがオープンしていない海外市場におけるBPの活動

パートナーコは、すべての国において、輸入する権利および製品の承認を管理しています。パートナーコアクセスは現在、パートナーコが正式オープンしていない市場において、輸出入の機能を果たすことができるように努めるパートナーコから認可されている機関です。パートナーコアクセスを通じての製品購入は、特別に申し出がない限りBPの個人での使用目的に限りです。

パートナーコの公式発表がなされるまではその国におけるBP主催のミーティングの開催は禁じられています。

2.5.11. ダウンラインに関する情報の入手

パートナーコビジネスを営み多いものとするために必要な自身の組織の情報のほとんどは、パートナーコ公式サイトで会員メニューにログインして閲覧することができます。組織情報に含まれる氏名、会員番号および登録国名は、ダウンラインレポートより確認できます。組織の情報はBPのみに送られます。

2.5.12. 業者に関する機密保持

パートナーコビジネスにおける業者、製造者、および供給元との関係は機密扱いです。直接間接を問わず、BPはパートナーコの許可なく、パートナーコのいかなる供給元または製造者に対しても接触、会談、連絡することはできません。

2.5.13. パートナーコ本社への訪問

パートナーコ本社を訪問するBPは、フロントデスクにおいて記録簿に署名し、名札を身につけなければなりません。すべてのBPは、構内にいる間は常にパートナーコの従業員に付き添われていなければなりません。日本においても日本支社を訪れるBPのために会社見学を実施しており、見学を希望する場合は事前に予約が必要です。

2.5.14. パートナーコ役員または従業員の意見あるいは説明の信頼性

会社のサポートスタッフには、本マニュアルに載っているポリシー、「BP申請書」にある条項の意味、契約の発生、またはいずれかのBPアカウントに関する資格取得、または売上統計に関して、拘束力を持つ意見を述べる権限はありません。

「BP申請書」の条項または本マニュアルに載っているポリシー、またはその他の契約条項などやそれらの解釈は、書面によって確認されます。ポリシーやその解釈などは、パートナーコ本社法務部によってのみ決定されます。

パートナーコの従業員および役員は、上記の場合を除いて、BPに意見を述べたり説明をしたりする権限はありません。BPはそういった意見に依存することは認められていません。パートナーコはBPがそれらの意見や説明を信じたことに対する法的責任を明確に否認します。

セクション3 – 管理

3.1. ブランドパートナー (BP) になる

3.1.1. ブランドパートナーになるための申請プロセス

個人または法人がブランドパートナーになるには、以下の3つの方法があります。

- a. 公式サイト (<https://enroll.partner.co>) からオンライン登録
- b. 郵送、FAX、オフィスでの登録 (ブランドパートナー登録申請書に必要事項を記入し署名した上で、公的な本人確認書類を添えて、パートナーコへ郵送、FAX、または直接オフィスに持参して登録する。)

個人は、自身の氏名または事業者名で申請する際、連絡先としての個人名を付した形で申請できます。法人は上記の方法bを使用し、申請時に必要な書類をすべて郵送またはオフィスへ持参し、提出する必要があります。ブランドパートナーは居住する国において成人 (日本では満20歳以上、学生不可) に達していません。ブランドパートナーまたは上記aの方法によって登録したブランドパートナーは、オンライン (<https://enroll.partner.co>) 上でブランドパートナー契約の条項に同意・必要事項を入力し、公的な本人確認書類の画像データを添付しなければなりません。パートナーコはいつでも、それらの公的な本人確認書類の写しを要求できる権利を有します。公的な本人確認書類には、自動車運転免許証、健康保険証、またはその他の政府発行の公的な本人確認書類などの写しが含まれます。外国人の場合は、在留期限が有効であることおよび申請する国内にてパートナーコビジネスの活動が可能な在留資格を有していることを確認するため、在留カードの写しを送付しなければなりません。登録料は4,600円になります。もし、登録から60日以内に公的な本人確認書類の写しを提出できなかった場合、引き続き製品購入はできますが、コミッションの支払いを受け取ることはできません。すべてのブランドパートナー契約はパートナーコがブランドパートナー申請を承認することにより成立します。パートナーコはいかなる「ブランドパートナー申請書」についても、それが不完全またはその他の理由で受理できない場合、あるいは適正で公的な本人確認書類が添付されていない場合、申請を却下する権利を有します。すでに受理されている「ブランドパートナー申請書」に不完全な箇所、受諾できない情報が発見された場合、パートナーコは、そのブランドパートナー アカウントを取り消すことができます。ブランドパートナーが「ブランドパートナー申請書」並びに必要な書類を提出することを怠った場合、パートナーコはそのブランドパートナーに対してコミッションやボーナスを支払う義務はありません。スポンサーは、新規申請者の契約書類の記入をサポートすることはできますが、申請者に代わってオンライン申請および契約書に記入し、申請者に代わってこれらの書類に同意または署名することはできません。

3.1.2. クーリング・オフによる登録の取り消し

クーリング・オフによる登録の取り消しを希望するBPは、初回購入製品もしくは契約書面を受け取った日のいずれか遅い日から起算して20日以内であれば理由を問わず、「契約の解除を行う旨」を記載した書面や電磁的記録 (電子メールなど) でパートナーコに通知することで登録を取り消すことができます。クーリング・オ

フはBPがその旨の書面（電子メール等の電磁的記録を含む）を送付した時点より効力が生じます。パートナーコが受理した場合、登録料は支払われた方法と同じ方法で返金されます。なお、登録申請を撤回して登録を取り下げたBPが再登録を希望する場合、必要待機期間ポリシーの対象となります。本マニュアルの「3.2.7 必要な待機期間」のポリシーを遵守しなければいけません。

3.1.3. 独立した契約者

パートナーコブランドパートナーは独立した契約者です。課税および法的目的において、BPはパートナーコのフランチャイズ加盟者、ジョイントベンチャー（共同事業者）、パートナー（共同出資者・経営者）、社員、または代理人ではありません。BPは独立契約に反することを述べたり示唆したりすることは一切禁じられています。パートナーコは、BPのいかなる従業員に対しても、支払いまたは共同支払いの義務を負いません。BPに対して法的権限を持つ政府が、そのBPの源泉徴収税をパートナーコに課す場合には、パートナーコは、その源泉徴収税総額をコミッションの発表に先立ちそのBPに対して支払うべきコミッションから差し引きます。コミッションが発表された後に明らかとなった源泉徴収税、支払利息、またはBPのコミッションに関するペナルティーがあった場合には、パートナーコは、それらの金額を将来そのBPに支払うべきコミッションから差し引きます。裁判所または公的機関の命令によってパートナーコがBPへのコミッション支払いの差し押さえを要請された場合には、パートナーコは、その金額を将来そのBPに支払うべきコミッションから差し引きます。

BPには、パートナーコに何らかの義務を課したり、パートナーコの代理として何らかの義務を負ったりする権限は一切ありません。BPは本マニュアルで定められているポリシーの範囲内で活動時間を定め、自身のパートナーコビジネスの運営方法を決定します。また、賠償責任保険、健康保険、自動車保険、人身傷害保険、労働者災害補償保険、およびその他すべての保険などへの加入責任はすべてBPにあります。

3.1.4. 個人／法人登録

法人登録の申請書類には、権限を有する会社役員の署名捺印が必要です。これらの申請書類はその法人に対して拘束力を持ちます。法人による登録には、「BP申請書」と法人用申請添付書類の両方が必要です。法人用申請添付書類には、会社法人用登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行から90日以内のもの）、法人の印鑑登録証明書（発行から90日以内のもの）および必要事項がすべて記入された「サービス情報一覧 法人及び屋号登録に関する事項・法人申請同意書の法人申請同意書」が必要です。パートナーコが要求する場合、株主または出資者を証明する資料を提出しなければなりません。必要とされる書類に記載されているいずれかの情報に変更があった際は、書面でパートナーコに通知し、それらの書類を更新または修正したものを提出しなければなりません。

- a. 法人としてBPの資格を有する場合、BP資格の審査を受けた時点における法人の役員の構成が、その後、変更・追加などしたときは、直ちにその旨をパートナーコに届け出て、再度パートナーコからBP資格の審査を受けなければなりません。
- b. パートナーコにより、上記の役員変更・追加などについてBP資格の再審査を受け、その結果不適当とパートナーコから判断された場合、パートナーコは本契約を解約する権利を有します。
- c. 法人の株主および出資者について、パートナーコから反社会的勢力であると判断された場合、パートナーコは、当該法人のBP資格を取り消し、本契約を解除する権利を有します。
- d. 法人の株主および出資者に変更・追加などがあった場合には、当該法人は、変更・追加などをパートナーコに届け出て、再度、パートナーコからBP資格の再審査を受ける必要があります。パートナーコはBPのアカウント所有権の変更を自己の裁量により許可する権利も、不許可にする権利も有します。

3.1.5. 準申請者

BPの配偶者、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係）あるいはそれに類するものは、常に第一申請者の受益権を持つとみなされます（「1.9.複数の利権」参照）。第一申請者はそのアカウントに対し準申請者の追加を申請することができます。

準申請者は、BPの名前でパートナーコに連絡を取り、BPアカウントについての情報を受け取り、BP会員番号を用いて注文を行う権利を有します。準申請者は、第一申請者から書面（署名捺印（実印）および印鑑登録証明書が添付されているもの）によって委任されていない限り、スポンサー変更、またはBPアカウントの地位に変更を生じるいかなる申請にも署名捺印をすることはできません。パートナーコの活動から発生する報酬は常に第一申請者の口座に支払われます。

3.1.6. 各種法人登録

合同会社、合名会社、合資会社、株式会社、非営利組織、またはその他の事業体でのBP登録申請に関する詳細は、「サービス情報一覧 法人及び屋号登録に関する事項・法人申請同意書」を参照してください。

3.1.7. スポンサーとの関係

BPとそのパーソナルスポンサー（紹介者）およびプレイスメントスポンサーとの関係は、パートナーコビジネスを成功させる根幹となるものです。パートナーコは、この関係が「3.1. ブランドパートナー（BP）になる」の条項に記載されている方法や手順に準じて築かれたものであるなら、この関係が拘束力を持つものとみなします。

自分のBPアカウントのスポンサーを決定するときには、細心の注意を払わなければなりません。パーソナルスポンサーは、新規BPを自分の組織のどこでも好きなところに配置することができます。つまり、新規BPは、自分が密接な協力関係を持つであろうと思っていた人物と直接一緒に働くことになるかどうかは分からないのです。また、新規BPは、パートナーコ製品の購入および販売に基づく資格やコミッションが、BPの業績に基づいてそのパーソナルスポンサーおよびプレイスメントスポンサーに支払われたり、あたえられたりすることを理解しなければなりません。

3.1.7.1. パーソナルスポンサーとプレイスメントスポンサー

新規BPのパーソナルスポンサーとプレイスメントスポンサーは、登録時に選択しなければいけません。

3.1.8. パーソナルスポンサーまたはプレイスメントスポンサーに関する情報の不一致

提出された「BP申請書」原本にあるスポンサーに関する情報が、以前に電話または書類での登録によって受けていた情報と異なる場合、電話または書類での登録の際の情報が正しいものとみなされ使用されます。別の相違点があった場合には、「BP申請書」原本が優先されます。パートナーコはその裁量のもと、登録の過程で誤りが生じ、その原因がパートナーコ側にあると認められた場合、スポンサー情報およびコミッションの調整を行う権利を有します。

3.1.9. BPのパーソナルスポンサー修正

BPのパーソナルスポンサーは、登録から10営業日以内に修正することができます。スポンサーシップの修正要求は、パートナーココンプライアンスに書面で提出し、変更理由を記載しなければなりません。また、BPは正しいスポンサーを記載した新たな署名入りのBP申請書を提出しなければいけません。パ

ートナーコは、処理された変更に対して手数料を請求し、変更を実施する前に関係者全員が署名・押印した書面（ただし、これに限定されません）について検証を要求する権利を有します。

3.1.10. BPのプレイスメント修正

BPのプレイスメントは、登録から10営業日以内に修正することができます。スポンサーシップの修正要求は、パートナーココンプライアンスに書面で提出し、変更の理由を記載しなければなりません。BPが当該要求を行う場合、スポンサーの同意書も提出しなければなりません。また、BPは正しいスポンサーを記載した新たな署名入りのBP申請書を提出しなければいけません。パートナーコは、処理された変更に対して手数料を請求し、変更を実施する前に関係者全員が署名・押印した書面（ただし、これに限定されません）について検証を要求する権利を有します。

申請時点でBPがダウンライン組織を構築している場合、プレイスメントの変更は認められません。署名入りの申請がパートナーコによって受領されていない場合は、いかなる場合もプレイスメントの変更は承認されません。

3.1.11. スポンサー活動

BPはパートナーコが公式に営業しているいかなる国においても、新規BPのスポンサーとなることができます（中華人民共和国を除く）。BPは各国の法律に従ったスポンサー活動をしなければなりません。また、BPはBP候補者に「BP申請書」を渡すに先立って、または渡す際に、その人物が最新の「パートナーコポリシーマニュアル」に目を通しており、いつでもマニュアルを参照できる状態にあることを確認しなければなりません。

3.2. BPアカウントの変更

3.2.1. アクティブなBPのステータス

BP契約では、製品の購入の有無に関わらず、BPになることを認めています。BPのアカウントを通じて製品を定期的に購入し、最低限の活動条件を満たすことで活動状況がアクティブになり、すべての特典を享受することができます。最低限の活動条件には、BPが個人的に使用するための購入と、BPのアカウントを通じた販売が含まれます。

3.2.2. BPのビジネス形態の変更

BPが同一のスポンサーおよびBPアカウントのもとで、個人BPから法人（株式会社、合名／合資会社など）での参加へビジネス形態の変更を希望する場合は、「サービス情報一覧 BPの譲渡に関する事項の譲渡申請書」の提出を含むパートナーコのすべてのポリシーに従って随時変更を行うことができます。（「3.1.4. 個人／法人登録」参照）

3.2.3. BPアカウントの任意解約

BPは、パートナーコとの契約をいつでも解約することができます。いかなる理由でも、または理由がなくても解約することができます。

解約するBPは、BP本人がパートナーコへ書面により、解約する意志を伝えなければなりません。パートナーコに登録されている電子メールアドレスから電子メールにより提出された解約申請は、BP本人による申請としてその

まま受理されます。BPは一度、解約書面をパートナーコに提出した場合、そのBPアカウントでいかなる活動も行うべきではありません。パートナーコのコンプライアンスが書面を受理し、処理が行われた時点で解約は有効となります。

後出「3.2.7. 必要な待機期間」のポリシーは、任意解約をするすべてのBPに適用されます。

3.2.4. BPアカウントの1年ごとの更新

BPが任意解約をするか、パートナーコポリシーに違反したために資格が終了した場合を除き、BP契約の期間と、その後の更新は1年ごとになります。パートナーコは、新規BPの契約を拒否する権利を有するのと同様に、BPアカウントの更新の申請を受理または拒否するかについても、決定する権利を有します。すでに獲得したが支払われていないコミッション、リベート、またはボーナスは、更新されなかった時点で支払われます。

3.2.5. BPアカウントの復帰

パートナーコとのBP契約を更新しない、または任意解約したBPは、終了日から6ヵ月以内に契約の更新や任意解約を撤回することでBPアカウントを復帰させることができます。パートナーコは、新規BPの契約を拒否する権利を有するのと同様、BPからの復帰申請を受け入れるか否かについて、決定する権利を有します。パートナーコの許可によりアカウントが復帰された場合、BPは以前と同じ組織の同じ位置に復帰できます。本ポリシーマニュアル、報酬プラン、BP契約、またはその他のパートナーコポリシーや手続きに違反したためにパートナーコによって解約されたBPのアカウントは、パートナーコによって承認されない限り、復帰することはできません。

3.2.6. 新しいスポンサーのもとでの再申請 – 「必要な待機期間」参照

3.2.7. 必要な待機期間

BPアカウントの受益権を有しているBPが、新しいBPアカウントの受益権を得たいと希望する場合、そのBPは、現在の受益権を解約しなければなりません。BPは、最後にBPアカウントの受益権を有していた時点から6ヵ月後に、別のBPアカウントの資格を持つことができます。ただし、BPアカウントの受益権を有し、既存のBPアカウントの譲渡を希望するBPは、現在の受益権を解約しなければなりません。BPは、最後にいずれかのBPアカウントの受益権を持っていた時点から12ヵ月後に、別のBPアカウントを譲り受けることができます。

BPアカウントの受益権には、BPアカウントの認定ユーザーであること、パートナーコ製品またはパートナーコビジネスの広告、BPの主催するミーティングへの参加、パートナーコ的主催するイベントへの出席、<https://partner.co/>アカウント上の情報へのアクセス、BPとしての直接的または間接的な表明、BPアカウントに提供される金銭的支援、またはBPアカウントからの金銭的給付などが含まれますが、これらに限定されません。

必要な待機期間中にパートナーコ製品が必要な場合、パートナーコに直接注文するか、パートナーコの愛用会員として登録すると、製品を注文することができます。必要な待機期間中に愛用会員が行うことができる活動は、愛用会員アカウントでの製品注文のみです。

3.2.8. BPアカウント所有者同士の結婚

BP同士が結婚、もしくは婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係）、あるいはそれに類する関係となった場合、それぞれのBPアカウントを維持することができます。結婚後、BPアカウントの1つが解約、または他の人物・団体に、売却、委託、または譲渡された場合、売却者であるBPアカウントの所有者は、配偶者のBPアカウントの準申請者となるために6ヵ月間待つ必要はありません。

3.2.9. 法的訴えによる差し押さえ

BPの受益権は、他の債権者、破産管財人、またはその他の第三者によって差し押さえられることがあります。パートナーコは、第三者より、あるBPの受益権に対して利権があると主張する通知書を受け取った場合、パートナーコに登録されているそのBPの住所に通知します。もし、債権者、破産管財人、またはその他の第三者がBPの受益権に対して利権を主張したときには、パートナーコは、その主張を有効と見なし応ずる責任の有無について法的助言を受けます。パートナーコが誠意をもって法的助言に従う限り、その請求に応じたことに対して、そのBPアカウントまたは所有者から、パートナーコはその責任を問われることはありません。

3.2.10. 婚姻無効の宣告または離婚

BPは、離婚や婚姻無効の宣告に伴って資産を分割しなければならないことがあります。パートナーコは、別段の指示をする裁判所の命令や布告をパートナーコが裁判所の命令、または判決によって別途指示を受けるまで、BP契約に従ってBPアカウントを取り扱い続けます。パートナーコは、誠意をもって裁判所の命令、判決、離婚または婚姻無効の宣告におけるBPアカウントの金銭債権に関する判断に従う限り、法的責任を負いません。離婚や婚姻無効化によってBPアカウントの権利を失った元BPは、「3.2.7. 必要な待機期間」ポリシーの対象にはなりません。ただし、BPは、離婚をパートナーコポリシーをかいぐる手段として利用してはいけません。

3.2.11. 死亡または責任能力がなくなった場合

BPが死亡した場合、BPアカウントを解約または相続するために、その人物の死亡の日から90日以内に本人の死亡を証明する書類をパートナーコに提出しなければなりません。死亡証明書、葬儀プログラム、または公表された死亡記事のコピーが死亡証明となります。被相続人の死亡から90日以内にBPアカウントを死亡者の相続人に承継させる意思がある旨をパートナーコに通知しなかった場合、そのBPアカウントは解約される場合があります。BPが死亡した場合、BPアカウントの権利とタイトルは、死亡者の居住地の法律に基づき、その死亡者の相続人が相続します。パートナーコは、BPアカウントの処分を指示する裁判所の命令やその他の法的文書に従います。死亡者の相続人がすでにBPである場合、BPアカウントを継承し、両方のBP組織を運営することができます。その際、相続人はBPアカウントの処分を指示する遺言書、裁判所命令、またはその他の法的文書とともに、記入済のBP申請書をパートナーココンプライアンスに提出しなければなりません。パートナーコは、新規BPの契約を拒否する権利を有するのと同様、相続人のBPへの登録を承認するか否かについて、決定する権利を有します。

責任能力がなくなったことを理由にパートナーコビジネスの承継を申請するためには、承継人は以下のすべてをパートナーコに提出しなければなりません。

- ・ 受託者としての任命の公証写し
- ・ 信託文書またはパートナーコの事業を管理する受託者の権利を証明するその他の文書の公証写し
- ・ 受託者が署名した、記入済のBP申請書

3.2.12. BPアカウントの売却または譲渡

パートナーコはいかなるBPアカウントの売却、委託、または譲渡申請についても、その裁量のもと、認可または却下する権利を有します。また、パートナーコはそのBPアカウントの売却、譲渡に関して手数料を請求する権利を有します。却下の理由は書面にて伝えられます。いかなるBPアカウントまたはそのBPアカウントを管理する法人などの団体を売却、委託、または譲渡する場合には、以下の条件に従わなければなりません。

- a. BPアカウントが次の条件のいずれかに当てはまる場合は、いかなる方法でも売却、譲渡、または変更することはできません。BPアカウントが暫定的なもの、保留されているもの、一時的に停止されているもの、終了が通知されているもの、終了したもの、またはコンプライアンスにより調査中のもの。または売却、譲渡がパートナーコのポリシーから逃れる意図があると思われるもの。
- b. 売却、譲渡を行うBPは、パートナーコに必要事項を記入した譲渡申請書を提出しなければなりません。譲渡申請書および添付すべき書類は「サービス情報一覧 BPの譲渡に関する事項」に明記されています。個人から団体への譲渡、団体から個人への譲渡、たとえ個人がその団体を所有しているとしても、これらの譲渡には譲渡申請書の提出が必要です。BPから提出される印鑑登録証明書は発行日より90日間のみ有効です。パートナーコは、その裁量により、譲渡人・譲受人双方に譲渡申請書を補完する書面を準備し、署名を求めることがあります。
- c. 譲受人（BPアカウント購入者）は、新しい署名捺印済みの「BP申請書」および公的な本人確認書類ならびに登録に必要なその他の書類を提出しなければなりません。

売却、譲渡、または委託がパートナーコによって書面により認可された時点で、購入者（譲受人）であるBPは、売却者（譲渡人）であるBPのポジションならびに義務を受け継がなければならない、以前の所有者にあたえられていたものと同じ権利、資格、および特権を得る権利を得ます。ただし、「ファウンダーズクラブ」、「パートナーズカウンシル」、その他の専門評議会への参加資格または製品認定資格は受け継がれません。売却者（譲渡人）であるBPは、もし別のBPアカウントを購入または登録したいと希望するならば、「3.2.7. 必要な待期間」のポリシーに従わなければなりません。

すべての書類が不備のない状態で提出されたならば、書面が受理されてから30日以内に売却、譲渡、変更の手続きが処理されます。もし、BPアカウントの売却、譲渡、変更を承認した後に、パートナーコがその裁量により、それがパートナーコポリシーをいくつもの目的でなされたものであると判断した場合、パートナーコはその疑いのある売却、譲渡の変更を取り消すか解約する権利を有します。

3.3. パートナーコ製品の注文および購入

3.3.1. 定期購入プログラム

定期購入プログラムは、組織を拡大しようとするBPのニーズに応えるべく特別に用意されたプログラムです。

3.3.2. 定期購入プログラムの参加と中止の手続き

定期購入プログラムに参加登録するためには、カスタマーサービスに連絡する、BP申請書の定期購入プログラムの欄に記入する、または定期購入プログラム申請書に記入します。

定期購入プログラムへの登録および復帰については締切日が設定されています。お支払い方法によって締切日は異なりますので、4週間ボーナスサイクルカレンダーに記載されている締切日を確認してください。定

定期購入プログラムの注文品が理由なく受取拒否、または返品された場合、パートナーコはそのBPの定期購入プログラムを中止する場合があります。

定期購入プログラムを中止する場合、締切日までにパートナーコに通知しなければなりません。締切日は4週間ボーナスサイクルカレンダーで確認してください。

3.3.3. 定期購入プログラムの支払いの問題

定期購入プログラムに申請し承認された支払方法において、支払いが拒否される、あるいは引き落とし不能が発生した場合、製品は自動発送されません。パートナーコは、BPの定期購入プログラムの注文を行うため、承認された支払方法への請求を継続する権利を有します。定期購入プログラムに申請し承認された支払方法において支払いが拒否される、あるいは引き落とし不能が3サイクル連続で発生した場合、パートナーコはそのBPの定期購入プログラムを中止する場合があります。定期購入プログラムが中止されたBPは、アクティブなBPが受け取る定期購入プログラム参加者の特典である一部のボーナス、コミッション、販売促進の権利を失うことになります。定期購入プログラムが中止されたBPは、条件を満たす注文と定期購入プログラムの支払いのため、引き落とし可能な支払方法の登録申請が必要となります。

3.3.4. 小売顧客

BPまたは愛用会員ではない個人または法人は小売顧客となります。BPには、いかなる小売顧客に対しても、販売や将来その顧客をBPとしてスポンサーすることに関して独占権はありません。顧客自身の選択にのみ基づきます。

3.3.5. 製品の注文

BPは、電話、ファックス、<https://partner.co/>でパートナーコに製品を注文することができます。BPは、注文した製品が配達されない場合、直ちにパートナーコに連絡しなければなりません。パートナーコは、裁量により、BPが購入できる製品の量を制限する権利を有します。

3.3.6. 外国での購入

BPは、自分が登録した国で製品を購入しなければなりません。自分が登録されていない国を旅行しているBPは、その国の地元オフィスから製品を購入することができます。外国での購入はすべて、該当する地域におけるポリシーおよび手順を遵守して行われなければなりません。

3.3.7. 販売の拒否

パートナーコは顧客からの注文に対し、不適当または不適格と判断したときには、注文者に理由を明らかにすることなく、顧客からの注文を断る権利を有します。

3.3.8. 価格の変更

販売されている製品およびその価格は、事前の通知なしに変更されることがあります。

3.3.9. 製品の不備および破損

BPが受け取った製品に何かしらの不備があった場合、BPはその注文を確認し、製品到着日から10日以内に「製品の不備および破損」を報告する義務があります。パートナーコは、品質管理された製品を発送

するように努めていますが、運搬中に製品に破損が生じることもあります。購入した製品に破損が見られる場合は、可能であれば受け取りを拒否してください。製品が破損していた場合の返品送料は返金額から差し引かれることはありません。購入した製品を受け取った後に破損が見られた場合は、直ちにカスタマーサービスに連絡を取り、破損している製品の返品に関する指示を受けてください。BPは、配送会社から確認のために破損した製品を保持するよう依頼される場合があります。

3.3.10. 70%ルール

BPは、製品注文書において、あるいは注文を行う際に前回の注文で購入した全製品の70%を小売、消費、または使用したことを証明しなくてはなりません。BP以外には70%ルールは適用されません。パートナーコはBPに対して、適正な期間内で小売および消費できる量をはるかに超えるほどの在庫品を抱えるよう要求したり奨励したりはしません。

BPが70%ルールを遵守している証明は、パートナーコによって無作為あるいは選択的に調査されます。若干量の製品は、個人で使用するものとして報告することができますが、残りの製品の使用は適切な証拠書類をもって立証されなければなりません。その証拠書類により承認するか否かはパートナーコの裁量によります。

3.3.11. 消費税

パートナーコのカatalogなどに表示する定期購入価格、会員価格、希望小売価格はすべて消費税込みの価格です。

3.3.12. 送料および取扱手数料と損失の危険負担

パートナーコ製品のすべての注文には、送料がかかります。パートナーコが製品を一般運送業者に引き渡した時点で、パートナーコはその義務を履行したことになります。商品配送中の損失または損害の危険負担は、その時点でBPに移転します。

3.3.13. 支払い

いかなる小売顧客も、製品をBPから直接購入した場合を除き、BPに対して製品代金の支払いをすることはありません。もしBPが（パートナーコの会社やショップへのアクセスが悪いなどの理由から）他のBPの代理で購入する場合には、代理をするBPは本人から製品代金を受け取り次第製品を購入し、代金を支払ったBPに対して直ちに製品を届けなければなりません。

パートナーコに対して行われるすべての注文は、送料・消費税を含み、適正に支払われなければなりません。BPは、パートナーコが確実に適正な支払いを受け取れるようにする責任があります。支払いは、銀行振込、郵便振込、代金引換、クレジットカード（VISA、MASTER、JCB、AMEX）またはショップでの現金払いから選択できます。解約によりアカウントが終了になった場合、コミッション口座は解約後90日後に無効になります。

3.3.14. 支払い不能または一部のみの支払い

購入代金の支払い不能または一部のみの支払いがなされ、かつそのBPに製品が出荷されている場合には、パートナーコは、その時点でまだ支払われていないコミッションの請求可能な金額を上限として、製品代金と相殺することがあります。パートナーコは、その完全なる独自の裁量のもと、支払われていない製品代金

の回収を図ります。さらに、パートナーコの事務手数料、法的費用、または代金回収費用をそのBPに対するコミッションから差し引きます。

3.3.15. ボリュームの譲渡

パートナーコは、BPが別のBPへボリュームを移すことを認めません。

3.4. パートナーコ製品の返品

3.4.1. 購入した製品の返品に関するポリシー

返品される製品は、初回注文を除きすべて再販売可能な状態で、製品の妥当な保存期間内のものでなければなりません。購入日から1年を経過したもの、製品に記載された消費期限を過ぎたもの、あるいは開栓・開封されているものは、保存期間を超過しているものとみなされます。

パートナーコに製品を返品する際に生じる費用はBPの負担です。パートナーコより支払われるすべての払い戻しは、コミッションの取り消しにつながります。パートナーコに手違いがあった場合を除き、送料の払い戻しはできません。返品ができるのは、その製品の注文時に用いられた会員番号を持つBPのみです。返品には、カスタマーサービスから入手した返品申請番号が添えられていなければなりません（「サービス情報一覧 返品について」を参照）。注文の受け取りを拒否した場合、返品する際の送料は返金額より差し引かれます。これらのポリシーの下、購入した製品を返品したい場合は、パートナーコのカスタマーサービスへ問い合わせなければなりません。

3.4.2. BPが注文した製品の返品

初めて注文した製品に対して満足しなかったBPは、その初めて注文した製品を返品して払い戻しを受けることができます。返品手続きは、その製品の注文時に用いられた会員番号を持つBPが行わなければなりません。パートナーコに発送上の手違いがあった場合や不良品、クーリング・オフを伴う返品の場合を除き、パートナーコに製品を返品する際に生じる費用は、製品を返品するBPが負担します。返品された製品に対してコミッションが支払われている場合は、そのBPの次回のコミッション支払い、ならびにそのアップラインに支払われる次回のコミッション支払いから差し引かれます。パートナーコに発送上の手違いがあった場合を除き、送料の払い戻しは行われません。

払い戻しの条件は下記のとおりです。

- a. 初回注文の製品、もしくはクーリング・オフ期間の注文に限り、製品到着日から30日以内の製品に対して製品本体価格の100%と消費税相当額を、製品到着日から31日以上180日以内の製品（未使用に限る）に対しては製品本体価格の90%と消費税相当額を返金します。製品到着日から181日が経過した製品に対しては、そのBPがパートナーコとの契約を終了しようとしている場合を除き、払い戻しは行われません（後出「3.4.4. 製品の買い戻し（終了するBP対象）」参照）。
- b. BPが6か月間で累計250ドル（該当市場の為替レートに準じます）以上の製品の返品を要求した場合、パートナーコは返品を拒否する権利を有します。

- c. パートナーコは、30日以内に合理的に消費できない量の返品を拒否する権利を有します。30日以内に合理的に消費できる量とは、1 アカウントあたり200PV分になります。
- d. 製品の容器はパートナーコへ返送する必要があります。
- e. 販促品やスペシャルティアイテムは、より制限された返品規定があります（「サービス情報一覧 返品について」参照）。
- f. デジタルメディアのすべての販売に関しては返品は承れません。

詳細については、カスタマーサービスまでお問い合わせください。

3.4.3. 定期購入プログラム（オートシップ）で注文した製品の返品

パートナーコは、定期購入プログラムによる注文の返品規定に基づき、未使用製品について直近の2つの注文までの返品を認めます。定期購入プログラムでの注文配送時に受け取りを拒否したBPは、パートナーコによって定期購入プログラム参加資格を終了されることがあります。

3.4.4. 製品の買い戻し（終了するBP対象）

パートナーコの製品買い戻しに関するポリシーは、未使用の製品による財政的負担を軽減することによって、パートナーコとの契約を終了しようとしているBPを援助するためのものです。条件が満たされており、かつBPが要求するならば、パートナーコは、製品本体価格の90%と消費税相当額で製品の買い戻しをします。払い戻しはその注文に対して、BPに支払われたパーソナルリベート、およびその他のコミッションを差し引いた金額となります。

買い戻しに対する条件は、以下の通りです。

- a. パートナーコの買い戻しポリシーに基づき買い戻しを希望するBPは、そのBP資格を終了しなければなりません。パートナーコが終了の通知を受け取るか、パートナーコによってそのBPが終了させられるまで、払い戻しは行われません。
- b. 製品は、購入日から1年以内にパートナーコに返送されなければなりません。
- c. 製品は、すべて再販売可能な状態で、製品の保存期間内でなければなりません（購入日から1年を経過したもの、製品に記載された消費期限を過ぎたもの、あるいは開栓・開封されているものは、保存期間を超過しているものとみなします）。
- d. 資格終了となるBPは、パートナーコへの製品の返送に関わる一切の費用を負担します。

3.4.5. 顧客満足保証

パートナーコは、すべての顧客に対し30日間の顧客満足保証を行っています。顧客が初めて購入した製品に対して満足できない場合は、製品代金全額の払い戻しを受けることができます。製品1種類につき1回だ

け返品することができます。同一製品について2回目以降は返品することができません。なお、顧客満足保証の適用範囲はおおむね1世帯に1回限りとなります。製品の容器はパートナーコへ返品する必要があります。返送料はお客様にご負担いただきます。ただし、顧客満足保証による返品は、購入状況などによりパートナーコの裁量で返品を拒否する場合があります(登録配送先以外へ発送される注文は保証の対象外となります)。

3.4.6. 販促品の返品に関するポリシー

初めて注文した販促品に満足しなかったBPは、それを返品して払い戻しを受けることができます。未開封または未使用で、依然として再販売可能な状態であるパートナーコ販促品は、購入から30日以内であれば返品でき、製品本体価格の100%と消費税相当額が返金されます。購入時に季節限定または特定販促用品とされていたものの返品は別途定める返品規定に従います。

パートナーコとの契約を終了しようとしているBPは、購入日から1年以内のすべての再販売可能な販促品を返品でき、製品本体価格の90%と消費税相当額が返金されます。購入時に季節限定または特定販促用品とされていたものの返品は別途定める返品期限の規定に従います。

3.4.7. 各居住地域における返品

国や地域によって、本ポリシーマニュアルに記載されている以外の返品規定が適用される場合があります。パートナーコはそれぞれの国や地域における規定に準拠します。

3.4.8. 製造物責任保険

パートナーコ・インターナショナルLLCおよびその子会社は、その製品に欠陥があるという主張に対処するため、適正な金額の国際製造物責任保険に加入しています。この保険のポリシーには「業者との合意」の項目も含まれ、製品の製造過程／製造後において何らかの問題が発生した場合も、法の規約とブランドパートナー申請書および本ポリシーマニュアルに則り対応します。しかしながら、その補償内容とパートナーコ・インターナショナルLLCの責任範囲は製造物責任請求にのみ適用されます。次のような状況には適用されません。

例えば、

- ・ ブランドパートナーが不正な健康被害を訴えた場合
- ・ ブランドパートナーが製品のマーケティング(販売・広告)において違法行為をした場合
- ・ 製品品質とは無関係の事故、または製品品質に無関係に偶発的な状況がブランドパートナーまたは第三者の敷地内で発生した場合

したがって、ブランドパートナーはいかなる製造物責任問題が発生した場合においても、直ちにパートナーコ・インターナショナルLLCへ報告する必要があり、かつその主張に対するパートナーコ・インターナショナルLLCの完全な調査権が認められなければなりません。また、パートナーコ・インターナショナルLLCが保険会社と共同してそれぞれの状況に適切に対処・対応することを許可しなければなりません。

セクション4 – 施行規定

4.1. ポリシー違反に対するBP懲戒規定

4.1.1. 規則の遵守に関する苦情の処理手順

パートナーココンプライアンスの目標は、規則の遵守に関するすべての苦情を公正かつ効率的に処理することです。従って、コンプライアンスは、書面形式の具体的証拠のみに基づいて行動します。これにより、すべてのBPを公正に処することができるのです。コンプライアンスに提出する苦情はすべて書面でなされなければならない、問題となっているBPの違反行為にかかわる証拠書類を添付しなければなりません。BPに関するそのような苦情を受理した際には、コンプライアンスは、そのBPおよびその他関連のある人物と連絡を取り、問題となっている行為についてのあらゆる事実および主張を、あらゆる角度から調査します。

パートナーコのプライバシー保護方針により、苦情を提出したBPに、どのような調査をしたか、または調査の結果どのような懲戒処分をなしたかを、パートナーコが通知するかどうかは明らかにできません。パートナーコへの書面による苦情の提出は、BPがその苦情を知ってから、または知ったはずの日から1年以内になされなければなりません。

4.1.2. ポリシー違反に対する違約金

パートナーコはその裁量の下、パートナーコポリシーに違反したBPに発生した費用の補償として、パートナーコの合理的な裁量により違約金を科することができます。

4.1.3. コミッションとボーナスの受領

活動BPにとっての特典の1つはコミッションやボーナスを受け取る資格です。その月に発生したコミッションやボーナスを受け取るためには月末にアカウントが活動状態であり、健全な状態を保っていなければなりません。もしBPアカウントが解約、資格終了、資格停止、あるいは特定の月内に公式な調査対象となった場合、その月または将来にわたってそのアカウントが健全な状態に回復されるまでの間、コミッションやボーナスを受け取る資格はありません。

4.1.4. 資格停止

BPは、「BP申請書」の条項、本マニュアルで述べられているポリシーおよび手順、または公にされた本マニュアルの修正・改訂条項に違反した場合には、資格停止処分を受けることがあります。パートナーコはそのBPに文書で、書面上に表示されている日より資格停止となっていること、または資格停止となることを通知します。パートナーコは、資格停止の理由、および停止解除に必要な手続きなどを通知します。資格停止通知は、パートナーコに登録されているBPの住所宛に送付されます。資格停止からBPアカウントを終了とするか否かは、パートナーコの裁量により事実関係に基づき決定されます。

パートナーコは資格停止期間に以下およびその他の措置を取ることができます。

- BPへのコミッションおよびボーナスの支払いを保留する措置。
- BPが自らをパートナーコブランドパートナーであると表明することを禁止し、またパートナーコの商標および資料の使用を禁止する措置。
- BPがパートナーコから製品およびサービスを購入することを禁止する措置。
- BPが新規BPをリクルート活動すること、現役のBPと接触すること、またはBPミーティングに出席することを禁止する措置。

パートナーコがその裁量の下に、資格停止の事由となった違反が継続している、十分な解決に至っていない、または停止中のBPが関与する新たな違反が発生したと判断した場合には、資格停止中のBPは資格終了となる場合があります。

4.1.5. 任意解約とBP資格の強制終了

「3.2.3. BPアカウントの任意解約」に基づき、BPはいついかなる理由であってもその契約を破棄し、解約することができます。同様に、パートナーコはその裁量により、書面による通知の30日後にBPとの契約を破棄し、資格を終了させることができます。

BP申請書、またはこのポリシーマニュアルに書かれているポリシー、および手続き（公にされている修正条項を含む）に違反したBPは資格終了処分となります。パートナーコは、そのBPに書面上の日付現在で資格終了となっているか、または資格終了となるかを書面により通知します。資格終了通知書には終了の理由が述べられています。資格終了通知書はそのBPの登録住所宛に発送されます。

4.1.6. 資格終了の効力

資格終了となったBPは、終了後直ちに以下に従うものとします。

- ・ パートナーコの商標、サービスマーク、商号および看板、ラベル、事務用品類、あるいはパートナーコの製品、プラン、またはプログラムに言及しているか関連のある一切の広告を撤去し、恒久的にその使用を打ち切る。
- ・ 自分自身をパートナーコおよびパートナーコのBPであると表明することを止める。
- ・ タイトル、ダウンライン、および今後そこから生じるコミッションなど、その他を含むBPアカウントにかかわるすべての権利を失う。
- ・ 機密情報保護に関してパートナーコから適正に要求されたすべての措置を取る。

パートナーコは、BPがパートナーコに支払うべき金額をBPに支払うコミッションその他の報酬から差し引く権利を有します。

4.1.7. 抗議

BPが資格終了に対して抗議を希望する場合には、その資格終了通知を受け取った日から30日以内に書面による抗議をパートナーコに届け出なければなりません。30日以内にパートナーコが何の抗議も受領しなかった場合は、資格終了は最終的なものとみなされます。BPが期間内に抗議を提出した場合、パートナーコは抗議内容を検討し、その結果をBPに通知します。パートナーコが下す決定は最終的なもので、以後再検討は一切行われません。措置が撤回されなかった場合、資格終了処分は依然として最初の通知に記載された日付より有効となります。上記の資格終了規定は、検討結果のいかんにかかわらず抗議手続き中のBPに適用されます。

セクション5 – BPの特典

5.1. インセンティブの授与について

パートナーコは、BPの活動の功績により、旅費または宿泊費用が提供される旅行やトレーニングなどのイベントを報奨として準備しています。以下は、イベントに適用するガイドラインです。

- ・ これらのイベントには、参加資格を得たBPが参加することができます。
- ・ これらのイベントへの参加資格は譲渡することはできません。
- ・ これらのイベントへの参加資格を得たBPは、一度だけ延期することができます。

5.2. パートナースカウンスル

パートナースカウンスルとは、パートナーコとBPの双方が懸念する事項について頻繁に協議を行うグループです。パートナースカウンスルは、現場で活動するBPとパートナーコとの間でより良いコミュニケーションを可能にするために設置されています。「オフィサー」以上のタイトルを達成し、パートナーコと良好な関係を築いているBPはパートナースカウンスルのメンバーになる資格があります。 詳細については、各地域の現地事務所に問い合わせください。

5.3. PartnerCoファウンダーズクラブ

PartnerCoファウンダーズクラブは、BPがパートナーコで達成できる最も権威ある最高のランクになります。それは、パートナーコのBPとして尊敬に値する人物で人望があり、パートナーコポリシーおよび法令を遵守したビジネス活動を行い、卓越したリーダーシップを発揮し、まさに真のトップリーダーとして活躍しているBPのグループです。PartnerCoファウンダーズクラブへの招待を受けるためには、パートナーコと良好な関係にあり、最低3年以上のBP活動がなければいけません。詳細については、各地域の現地事務所に問い合わせください。

セクション6 – パートナーコの権利

6.1. ポリシーの修正

パートナーコは、「BP申請書」、「ポリシーマニュアル」、製品の価格、および会社の印刷物を、事前に通知することなく随時修正する権利を有します。

そのような変更は、パートナーコのウェブサイトでの掲示、またはパートナーコからの電子メールでの通知により、すべての活動しているBPに対して通知されます。パートナーコが保有する電子メールアドレスをいつも最新のものに維持することは、すべてのBPの義務とします。有効な電子メールアドレスをパートナーコに届け出ていない、または電子メールアドレスの記録がない場合、パートナーコのウェブサイトでの掲示で十分であると意思表示したものとみなします。これらの修正は、ニューイジのウェブサイト上での発表または別の方法で活動しているBPへの通知のうち、どちらかが行われた時点ですべてのBPに対して拘束力を持ちます。修正内容と「BP申請書」、「ポリシーマニュアル」、あるいはその他の文書の条項に不一致が見られる場合は、修正内容に従うものとします。

6.2. リードシェア／BPへの新規紹介

紹介者のいない見込み顧客が直接パートナーコに問い合わせてきた場合、パートナーコは独自の裁量のもと、見込み顧客がBPによる勧誘を受けていたかどうかを確認します。もしパートナーコがそのような事実はなかったと確認がとれた場合は、パートナーコはリードシェア資格のあるBPに紹介者のいない見込み顧客を割り当てます。見込み顧客の初回購入から発生するコミッションはパートナーコに配分されます。

パートナーコは紹介者のいない見込み顧客を、地理的条件により順番にリードシェア資格のあるBPに割り当てます。この規約はいかなる特別な紹介、および上記の資格を満たしていないBPには適用されません。

パートナーコは、リードシェアをした新しい方の人間性については保証しません。リードシェアの新規紹介は、パートナーコの裁量により行われます。

6.3. BPの写真などの使用許可

パートナーコが主催するイベント、トレーニング、報奨旅行などに参加したBPは、そのイベント参加中に撮影された写真や画像などの使用許可をパートナーコにあたえたものとし、パートナーコのマーケティング資料やウェブサイトなどでの使用を許諾したものとします。

6.4. BPのコミッションとボーナス額の公表

BPはコミッションまたはボーナスを受領することによって、パートナーコに対して会社のマーケティング資料や会社ウェブサイトにおいて受領した金額やBPの名前、会社名を発表することに許諾したものとします。

6.5. 非公式な提案

折に触れ、パートナーコあるいはその関連会社には製品やプロモーション、その他の提案が寄せられます。パートナーコあるいはその関連会社はそういった提案を検討することを拒否するという方針があります。従業員は、知的財産の所有権に関して誤解を生むことのないように、そういった非公式な提案が含まれる電子メールを読むことや対応することを避けるよう指導されています。この方針は会話にも適用されます。パートナーコは、その関連会社に寄せられるあらゆるアイデアや提案、コンセプト、あらゆるモデルは、事前に書面を交わし同意していない限り、パートナーコまたその関連企業が所有する知的財産であるものとみなします。

用語解説

アクティブ

ブランドパートナーが登録から1年以内に200PV以上の初回注文を完了、または直接紹介した愛用会員が200PV以上の購入を完了した日。

アクティブ・ブランドパートナー

ボーナスおよびコミッションを受け取る資格を得るために、パートナー報酬プランに定められたコミッション受給資格条件を満たしているブランドパートナー。

アップライン

パートナー報酬プランツリーにおいて、ブランドパートナーのすぐ真上に配置されているブランドパートナーを指します。また、その真上のブランドパートナーもまたアップラインとなり、その上もアップラインになります。このようにラインの最後の個人まで続きます。

インカムポジション

ブランドパートナーの組織内に、プレイスメント繋がりで配置された収入を得るためのポジション。このポジションは各ブランドパートナーが管理しなければなりません。

クロスライン

自分の系列(ライン)ではない、他の会員の系列を指します。他の会員の系列での購入分は自分の系列のボリュームには計上されません。

クロスラインへのリクルート活動

すでにパートナーとの間で現行の愛用会員契約またはブランドパートナー契約を結んでいるか、または過去6ヵ月以内に別のスポンサーシップラインの下でそのような契約を結んだことのある個人または法人への直接・間接を問わず、登録、勧誘を試みることを指します。

小売価格

ブランドパートナーが顧客に対してパートナー製品を小売販売する際の推奨価格。

小売顧客

パートナー製品の消費者。小売顧客とはブランドパートナーからパートナー製品を購入し、PartnerCo報酬プランに参加していない個人。

小売販売

ブランドパートナーが顧客に対してパートナー製品を小売価格で再販売すること。ブランドパートナーが小売顧客に直接販売する場合、ブランドパートナーはその購入に対する小売利益を受け取れます。

コミッション受給資格条件

各サイクル(4週間)において、コミッションを獲得するために満たさなければならない最低限の条件のこと。個人での製品購入、個人がスポンサーとなっている愛用会員および／または顧客への販売が含まれます。なお、コミッション受給資格条件は、各国の市場によって異なる場合があります。

サイクル

コミッション受給資格期間に応じた4週間ごとの期間。

スポンサー

新規顧客を紹介して製品の購入を促したり、新たな顧客にパートナーコ製品を紹介して登録や購入を勧める活動をするブランドパートナー。

スポンサーシップツリー

自分を基準として、紹介状況に基づくダウンラインの組織。直接紹介したブランドパートナーが第1世代になります。第1世代が紹介者となり登録された人が第2世代となり、同様に何世代にも広がっていきます。

製品

ブランドパートナーや愛用会員が、小売販売または個人使用するために入手可能なパートナーコ製品。

組織

組織は、ブランドパートナーと、ブランドパートナー個人が直接スポンサリングした愛用会員、プレイスメントスポンサーであるブランドパートナー、およびこれらのブランドパートナーによってスポンサリングされたブランドパートナーと愛用会員から成ります。ブランドパートナーは、自身の組織の受注・販売に基づいてコミッションを受け取ることで、その組織を育成・奨励する義務があります。

ソーシャルメディア

あらゆる種類のオンラインメディアのこと。会話、コメント、評価付けのほか、ユーザーが作るコンテンツなどを勧め、促し、許可を与えることが含まれます。ソーシャルメディアの例は、ブログ、フェイスブック、インスタグラム、X(旧ツイッター)、YouTube、MySpace、LinkedIn、Pinterestなどが含まれますが、これらに限定されません。

タイトル

ブランドパートナーがパートナーコ報酬プランにより保有する称号。「タイトル」はある時点でブランドパートナーがパートナーコ報酬プランにより達成した最も高いランク。「ペイドタイトル」は当該コミッション期間中にブランドパートナーが達成したコミッションとボーナスを得るためのランク。

ダウンライン

PartnerCo報酬プランのツリーに属する一人のブランドパートナーの直下に配置されているブランドパートナーの集団。それに続く直下のブランドパートナーがすぐ下に配置され、ライン最後の個人まで続きます。

定期購入プログラム

ブランドパートナーや愛用会員が定期的に購入することで、自動的に各指定配達先に製品が直接届く仕組み。すべての製品は1サイクル(4週間)で利用できるため、定期購入プログラムは1サイクル(4週間)に1度配送されるように設定されています。

定期購入プログラム価格

定期購入プログラムに参加しているブランドパートナーが、パートナーコ製品を購入する際に適用される価格。なお、定期購入プログラムの価格は希望小売価格より15～30%割引かれた価格です。

適用法

ブランドパートナーとしての取引に適用される地方、州、国、または国際的な法律。パートナーコがブランドパートナー契約を承認するには、ブランドパートナーが適用法を実際に遵守することへの同意が条件となります。

独自のウェブサイト

パートナーコ以外のサーバーでホストされているブランドパートナー個人が運営し、パートナーコが承認したウェブサイト。これらは、パートナーコの公式サイトではありません。

パートナーコ公式資料

パンフレット、チラシ、音声テープ、ビデオテープ、ウェブサイト、およびパートナーコが作成、印刷、出版、配布したその他の資料。

パーソナルスポンサー

ブランドパートナーや愛用会員をパートナーコの登録に導くブランドパートナーのこと。パーソナルスポンサーは、自身の組織のブランドパートナーや愛用会員が発注した注文から利益を得たり、また個人的にスポンサーとなったブランドパートナーが将来的に獲得するタイトルの昇格からも利益を得られます。新しいブランドパートナーは、別の個人を新しいブランドパートナーや愛用会員としてスポンサリングすることでパーソナルスポンサーになります。

パーソナルセールスボリューム

ブランドパートナーまたはそのブランドパートナーが紹介した愛用会員が、定期購入プログラムに参加して購入した製品や、そのブランドパートナーが会員専用ページを介して/経由して購入した製品の内、コミッション計算対象となるボリューム。

パーソナルパートナーコウェブサイト

パートナーコがブランドパートナーに提供しているウェブサイト。パートナーコが開発したウェブサイトのテンプレートを利用できます。

ブランドパートナー (BP)

パートナーコへの製品販売を伴うビジネス活動申請が受け入れられた個人または法人に与えられる名称。すべてのブランドパートナーは、パートナーコの理念、米国直販協会 (DSA) の倫理規範、本マニュアルに記載されているポリシーおよび手続き、その後の変更、そしてあらゆる適用法に従って、パートナーコでビジネス活動をするための契約上の合意をパートナーコと結ぶ必要があります。

ブランドパートナー契約

パートナーコと各ブランドパートナーとの間の契約。これには、すべてが最新の状態にある、ブランドパートナー申請および契約、パートナーコポリシーおよび手続き、PartnerCo報酬プラン、法人登録に関する申請書類が含まれます。これらの文書は、総称して「本契約」と呼ばれます。

ブランドパートナーのアカウント

企業、有限責任会社、パートナーシップまたはトラストを含む法的に認められた機関。

プレイスメント

組織が拡大して、複数のインカムポジションを持てるようになるまでは、自分の組織の一段目に配置できるブランドパートナーの数には限りがあります。そのため、第一段目に配置できる人数を超えた場合は第二段目以降に配置する必要があり、その第二段目以降に配置することをプレイスメントと言います。

返品ボリューム

製品の返品に関連するPV。返品された製品に対応するPVは、返品が発生したラインの総ボリュームから差し引かれます。

PV

資格取得やコミッションを計算するための世界共通の単位。PVが付いた製品はコミッションの対象となり、対象製品には、販売価格とそれに関連するPV数が設定されています。世界中の各通貨には、1PVあたりの交換レートが設定されています。

法人

ある個人をパートナーコに紹介し登録させたBPを指します。アップラインは新規登録したBPや自己の組織をサポートしトレーニングする責任があります。

ボリューム

PVの合計。

マニュアル

本ポリシーマニュアルのこと。ブランドパートナー契約に組み込まれている箇所、それに関連するすべての改訂箇所も含まれます。

割引価格

ブランドパートナーがパートナーコ製品を購入する際の価格。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

